

平成二十八年三月甲府地区広域行政事務組合議会定例会議事日程

平成二十八年三月二十三日（水） 午後三時

報  
告

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 議案第 六号 平成二十七年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第二号）
- 第四 議案第 七号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第五 議案第 八号 甲府地区広域行政事務組合行政不服審査会条例制定について
- 第六 議案第 九号 甲府地区広域行政事務組合職員の退職管理に関する条例制定について
- 第七 議案第 十号 甲府地区広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例制定について
- 第八 議案第十一号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について
- 第九 議案第十二号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
- 第十 議案第十三号 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第十一 議案第一号 平成二十八年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算
- 第十二 議案第二号 平成二十八年度甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 第十三 議案第三号 平成二十八年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算
- 第十四 議案第四号 平成二十八年度甲府地区広域行政事務組合視聴覚ライブラリー事業特別会計予算
- 第十五 議案第五号 平成二十八年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計予算

(出席議員)

山田 厚君	荻原 隆宏君	原田 洋二君	廣瀬 集一君	坂本 信康君	長沼 達彦君
中村 明彦君	佐野 弘仁君	清水 英知君	山中 和男君	小沢 宏至君	赤澤 厚君
小澤 重則君	斉藤 芳夫君	内藤 久歳君	藤原 正夫君	保坂 芳子君	伊藤 公夫君
宮川 弘也君	三井 猛君	田中 博愛君			

(欠席議員)

金丸 三郎君	齊藤 雅浩君	金丸 俊明君
--------	--------	--------

(以上二十一名)

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局 長 田中 元君	事務局 次長 長田 哲也君
-------------	---------------

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理 者 樋口 雄一君	副 管 理 者 保坂 武君	副 管 理 者 田中 久雄君
副 管 理 者 角野 幹男君	副 管 理 者 山本 知孝君	事 務 局 長 田中 元君
消 防 長 曾雌 芳典君	会 計 管 理 者 今村 泰志君	事 務 局 次 長 長田 哲也君
次 長 今井 洋君	次 長 内藤 亨君	次 長 中澤 勝也君
総 務 課 長 萩原 亨君	予 防 課 長 坂田 好保君	代 表 監 査 委 員 乙黒 環君
教 育 委 員 長 平賀 数人君	教 育 長 長谷川 義高君	教 育 委 員 勝村 秀彦君
教 育 委 員 田中 正清君	教 育 委 員 佐野 勝彦君	公 平 委 員 長 樋口 要君
公 平 委 員 石原 昭君	公 平 委 員 米山 和子君	

開会時間 午後三時

○議長（原田洋二君）ただ今から、平成二十八年三月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案について、管理者から通知がありました。

提出議案は、議事日程記載のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

次に、監査委員から、平成二十七年度定期監査報告書、及び平成二十七年八月末、九月末、十月末、十一月末、十二月末、並びに平成二十八年一月末の出納検査報告書が提出されました。

お手元に、配付いたしてあります報告書により、ご了承願います。

次に、金丸三郎君、斉藤雅浩君、金丸俊明君は、一身上の都合により、欠席する旨の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議会における発言につきましては、議案の範囲の中での発言をお願いし、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

○議長（原田洋二君）これより日程に入ります。

日程第一「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第八十三条の規定により、小沢宏至君、伊藤公夫君を指名いたします。

次に、日程第二「会期の決定について」を議題といたします。

おはかりいたします。

今定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田洋二君）ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日間とすることに決しました。

なお、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第三、議案第六号から日程第十五、議案第五号までの十三案を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者 樋口雄一君。

○管理者（樋口雄一君）平成二十八年三月甲府地区広域行政事務組合議会定例会の開会にあたり、私の組合運営に対する所信の一端と、平成二十八年年度各会計別予算案及び、提出議案の概要について、申し述べさせていただきますと存じます。

甲府地区広域行政事務組合は、昭和四十八年三月に設立されて以来、これまで四十三年の歴史を積み重ねてまいりました。

この間、消防業務を中心に、それぞれの行政区域の枠を超えて各種事業を展開し、着実にその成果をあげておりますことは、ひとえに組合議会をはじめ、組織市町のご理解とご協力によるものと心から感謝申し上げます。

今後におきましても、より一層の連携、協調を図りながら、甲府広域圏の一体的な発展と圏域住民の更なる福祉の向上に努めてまいり所存でありますので、議員各位のご支援、ご協力を改めてお願い申し上げます。

さて、我が国の経済状況は、政府の進めたアベノミクス「三本の矢」による雇用、所得環境の改善傾向を背景に緩やかな回復基調の中にあります。

また、政府は、これまでの経済政策を一層強化するため、アベノミクス第二ステージとして、「戦後最大の名目GDP六百兆円」、「希望出生率一・八」「介護離職ゼロ」という三つの的を掲げ、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」を推進し、強い経済を実現するとともに、我が国の構造的問題である少子高齢化に正面から取り組み、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を

送ることができるよう「一億総活躍社会」の実現を目指しているところでもあります。

こうした中、地方自治体においては、依然として厳しい財政状況にありますが、組織市町におかれましては、行財政改革を一層推進し、多様な地域資源を有効に活用しつつ、将来を見据えた持続的な発展と、創造性豊かな活力あるまちづくりに取組まれております。

本組合といたしましては、山梨県の中核的圏域としての責任と誇りを改めて認識するとともに、圏域住民が「安心」と「安全」を実感して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、地域の特性を見極めつつ、圏域全体の均衡ある発展と、住民福祉の向上を図るための諸事業を着実に展開してまいりたいと考えております。

組合の行財政運営にあたりましては、組織市町の非常に厳しい財政状況を踏まえ、不要不急な事務事業の見直しを行うとともに、創意工夫による事業の効果的、効率的な執行に努めてまいりる所存であります。

以上のこれらの執行方針に基づき、平成二十八年年度予算の編成をいたしましたところ、その結果、予算全体で申し上げますと、一般会計が、五千百七十五万九千円、特別会計が三十七億九千六百四十三万二千元、合計いたしますと、三十八億四千八百十九万一千円であります。

それでは、本予算の主要な事業の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、ふるさと市町村圏事業についてであります。

ふるさと市町村圏事業につきましては、組合を構成する各市町が協力して、創造性と多様性に富んだ豊かな地域づくりを推進しようとするものであります。

事業といたしましては、圏域住民の意識の一体化と地域を愛する心の醸成を目的として、小中学生を対象に絵画を募集する「ふるさと絵画コンクール」、住民の防災意識の高揚を図るための「親子防災体験研修」、圏域住民の相互理解と圏域のすばらしさを再発見し、郷土愛の醸成を図るための「ふるさと再発見ツアー」、ホームページによる圏域住民への広域行政圏情報の発信及び組織市町の負担軽減を図るための視聴覚ライブラリー事業特別会計への繰り出しなどを引き続き実施してまいります。

また、各市町のイベント情報や、圏域住民に共通した行政サービス情報及び組合事業の紹介など、圏域住民が同一の情報共有できるよう、「甲府地区広域行政圏情報」として、各市町の広報誌に同一内容の情報を掲載してまいります。

次に、消防事業についてご説明申し上げます。

消防は、安心・安全な甲府広域圏づくりを目指し、圏域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、職員が全力を挙げて職務の遂行に取り組んでいるところであります。

昨年は、全国各地で火災をはじめ、台風や豪雨などによる災害が多発し、特に九月に発生いたしました関東・東北豪雨においては、鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害がもたらされました。

また、川崎市の簡易宿泊所火災や広島市の雑居ビル火災など、依然として住民の安全を脅かす各種災害は後を絶たず、尊い生命や財産が失われている状況であります。

幸いにも、今年度、当消防本部管内では、大きな災害の発生はなかったものの、今後、高い確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震並びに、首都直下地震など、大規模地震の発生が危惧されていることから、圏域住民の安全に対する関心は一層の高まりを見せ、消防の責務は益々大きなものとなってきているとともに、災害発生時ににおける迅速・的確な対応も強く求められております。

こうした社会情勢を踏まえ、消防事業におきましては、「消防体制・救急体制の強化」、「火災予防対策の推進」、「人材育成・執行体制の充実」の三項目を重点に各種災害をはじめ、大規模自然災害にも対応できる消防体制の確立を目指してまいります。

まず、消防施設等の整備につきましては、既定の更新計画に基づき、中央消防署のはしご車、東部出張所及び中道出張所の消防ポンプ自動車の更新整備を実施いたします。

次に、救急業務につきましては、救急車の現場到着時間の短縮に努めているところでありますが、平成二十八年度におきましても、引き続き取り組んでまいります。

救急業務は、最も住民と身近に接する業務でありますので、常に消防の使命を自覚・認識して、信頼関係を築く中で業務を遂行してまいります。加えて、救急車の適正な利用についても、関係機関と情報を交換しながら進めてまいります。

次に、救助業務につきましては、近年、大規模な災害が多発しており、全国的に救助体制の強化が求められていることから、各署に設置された訓練施設を活用し、救助業務の一層の高度化を図ってまいります。

次に、予防業務につきましては、住宅火災に伴う死傷者を減少させるため、住宅用火災警報器の全世帯への設置に向け、引き続き、各地区の自治会等や関係機関の協力を得ながら、設置率の向上に全力を挙げてまいります。

また、ここ数年、当本部管内においては、中高層建築物や、大規模小売店舗などが増加しており、これらの施設から、万一、火災が発生した場合、死傷者等が多数発生する危険性が高いことから、立入検査を重点的に推進するとともに、平成三十年年度から実施する、違反対象物に係る公表制度を見据える中で、消防法令違反等の是正の徹底に積極的に取り組んでまいります。

更に、火災予防及び災害対策等、消防行政の目的達成のため、広報・公聴活動も展開し、圏域住民の理解と信頼を得る中で、安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、警防業務につきましては、発生が危惧されている巨大地震等を想定したシミュレーション訓練を実施し、課題等の抽出を行い、初動対応の迅速化を図ってまいります。

また、県外における大規模災害時には、当本部が緊急消防援助隊の山梨県代表消防機関として、山梨県隊を指揮・統括することから、出場体制の迅速化や連携活動能力を向上させるため、参集訓練等の各種訓練を実施し、災害発生時の想定と各部隊活動の確認の徹底を図ってまいります。

次に、職員の教育訓練につきましては、消防職員は、常に住民の目線で業務に当たり、自ら改革する意識を持って努力と研鑽する気持ちを保持しなければなりません。公務員としての知識はもとより、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得するとともに、消防行政サービスの維持・向上を図るため、これまで培っ

たベテラン職員の、現場での消防技術を若手職員に伝授するなど、人材の育成を行い、消防力の維持・向上を図ってまいります。

また、消防大学校をはじめ、県消防学校、先進都市消防本部等への研修派遣を引き続き実施するとともに、県内消防本部との人事交流を行い、消防本部間の業務の連携や活性化を図ってまいります。人材は優れた指導者と活気ある職場の中で育つものであり、組織による学習機会の提供と管理職員自らが積極的に職務に取り組む姿勢を示す中で、効率的かつ効果的な職員教育を図ってまいります。

これらのことを踏まえ、職員の能力及び資質の向上並びに活力ある職場づくりを行うとともに、人事評価制度等を活用して、能力及び実績主義に基づく適材適所の人事配置等、職員の人格・識見を高め、公平・公正な視点と真の実力を持った消防職員を育成し、圏域住民の期待と信頼に応えてまいります。

次に、視聴覚ライブラリー事業についてであります。

視聴覚ライブラリー事業につきましては、圏域内の学校教育や社会教育などの教育現場において、時代に即した集団視聴が可能な教材・機材の提供を行ってまいります。

次に、国母公園管理事業についてであります。

国母公園管理事業につきましては、この公園は緑豊かな安全で利便性の高いスポーツ公園として、また、地域の人々の健康増進や憩いの場として、周辺企業の勤労者をはじめ、多くの圏域住民の皆様が四季を通じてご利用いただいておりますが、公園開設以来三十年以上が経過することから、施設の機能低下等を招かぬよう、整備を実施し、施設の安全点検には万全を期すとともに、利用者がいつでも楽しく安心して利用できる公園として管理運営を行ってまいります。

以上、私の組合運営にあたっての所信の一端と、平成二十八年度予算案の概要について申し述べてまいりました。引き続きまして、新年度予算以外の案件につきまして、その大要をご説明申し上げます。

まず、議案第六号「平成二十七年甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第二号）」につきまして



は、歳出において、第一款消防費は、消防施設等整備に係る消防施設費を更正するための補正であります。歳入につきましては、第五款繰入金の追加及び第八款組合債を更正するための補正であります。

次に、議案第七号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は、行政不服審査法の全部改正に伴い関係条例に係る所要の改正を行うについて、この条例を制定するものであります。

次に、議案第八号「甲府地区広域行政事務組合行政不服審査会条例制定について」は、行政不服審査法の全部改正に伴い、甲府地区広域行政事務組合行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるについて、この条例を制定するものであります。

次に、議案第九号「甲府地区広域行政事務組合職員の退職管理に関する条例制定について」は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるについて、この条例を制定するものであります。

次に、議案第十号「甲府地区広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例制定について」は、地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるについて、この条例を制定するものであります。

次に、議案第十一号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について」は、一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、職員の給与を改定するための一部改正であります。

次に、議案第十二号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定について」は、地方公務員法の一部改正に伴い、人事評価制度を導入し、及び級別基準職務表を定める等のための一部改正であります。

次に、議案第十三号「甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、対象火気設備の炉等の隔離距離について省令に準じた改正を行うための一部改正であります。

以上が、本日提案しました案件の概要であります。

議員各位におかれましては、何卒、十分なるご審議をいただきまして、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原田洋二君）以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に本議場におきまして、全員協議会を開催いたします。

午後三時二十分休憩

午後四時五十分再開議

○議長（原田洋二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております議案のうち、日程第三、議案第六号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。―― 質疑なしと認めます。

これより、日程第三、議案第六号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田洋二君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第四、議案第七号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。―― 質疑なしと認めます。

これより、日程第四、議案第七号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田洋二君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第五、議案第八号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。―― 質疑なしと認めます。

これより、日程第五、議案第八号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田洋二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第六、議案第九号ついて質疑に入ります。

質疑はありませんか。―― 質疑なしと認めます。

これより、日程第六、議案第九号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田洋二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第七、議案第十号ついて質疑に入ります。

質疑はありませんか。―― 質疑なしと認めます。

これより、日程第七、議案第十号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田洋二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第八、議案第十一号ついて質疑に入ります。

質疑はありませんか。―― 質疑なしと認めます。

これより、日程第八、議案第十一号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田洋二君) ご異議なしと認めます。

よつて、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第九、議案第十二号について採決したいと思いますが、ここで、清水英知君より討論の申し出がありましたので、これを許します。清水英知君。

○清水英知君 議案第十二号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定について」反対の立場から討論を行います。

本議案について人事評価制度を条例として明文化をするということ、能力評価、業績評価が職員の処遇へと反映していく、このことが、当局からの説明では丁寧な運用などと説明がありましかれども、それでもやはり処遇に反映するということでは、なかなか率直な対話等も難しいでありましかろうし、民間でも業績評価、能力評価は見直しの方向が進んでおります。職員の意欲の低下や、賃下げなどに繋がりがかねないと懸念いたしますので、本議案については反対をいたします。以上です。

○議長(原田洋二君) 次に、斉藤芳夫君より討論の申し出がありましたので、これを許します。斉藤芳夫君。

○斉藤芳夫君 議案第十二号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定について」賛成の立場から討論を行います。

地方公務員法の一部の改正に伴い、甲府市などの各組織市町においても法改正の主旨に沿った条例改正案を、三月議会定例案において可決しているところであり、

組織市町のこうした取り組み状況を踏まえる中で、本組合においても人事評価制度、任用、給与、分限など人事管

理の基礎とし、個々の職員の資質を高め、職制の段階に応じた職務を遂行する上で、その適性を有するかを判断することは当然であり、職員の士気の高揚は各自の意識の部分もあると共に、組織全体の能力向上に資するものであり、適正なものと考えております。そのような観点から、当局においては職員が納得のできる適正な人事評価が行われることを要望し、賛成討論とします。以上です。

○議長（原田洋二君）他にありませんか。山田厚君。

○山田 厚君 これは要望ということですけども、先ほど賛成討論の中で、納得が出来る人事評価制度というのは意外と大切だと思うのです。その辺のところをしっかりとお考えいただきたいということだと思います。

特に、運用の仕方がポイントだと思います。減点主義にこだわって相対評価みたいな形にしてしまうと、必ず人を痛めつけてしまう、そういうことです。是非、私はこれに関しては何れも要望として、一応反対いたしませんから、その件をお願い致します。一応これは要望ということにさせていただきます。以上でございます。

○議長（原田洋二君）他にありませんか。

それでは討論を終結いたします。

異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第十二号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定について」提案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（原田洋二君）起立多数であります。

よって本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第十、議案第十三号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

—— 質疑なしと認めます。

これより、日程第十、議案第十三号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田洋二君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第十一、議案第一号ついて質疑に入ります。

質疑はありませんか。—— 質疑なしと認めます。

これより、日程第十一、議案第一号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田洋二君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第十二、議案第二号ついて質疑に入ります。

質疑はありませんか。—— 質疑なしと認めます。

これより、日程第十二、議案第二号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田洋二君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第十三、議案第三号ついて質疑に入ります。

質疑はありませんか。—— 質疑なしと認めます。

これより、日程第十三、議案第三号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田洋二君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第十四、議案第四号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これより、日程第十四、議案第四号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田洋二君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第十五、議案第五号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これより、日程第十五、議案第五号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田洋二君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成二十八年三月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会時間 午後五時三分

平成二十八年三月二十三日

甲府地区広域行政事務組合議会

議長 原田洋二

副議長 内藤久歳

署名議員 小沢宏至

署名議員 伊藤公夫